

原議保存期間	20年(令和26年3月31日まで)
有効期間	一種(令和26年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
各附属機関の長
各管区警察局長

警察庁丙交企発第43号
令和5年5月31日
警察庁交通局長

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の運用について(通達)

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習(以下「自転車運転者講習」という。)については、「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の運用について(通達)」(令和2年12月28日付警察庁丙交企発第101号。以下「旧通達」という。)に基づき運用しているところ、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の一部が本年7月1日から施行されることとなった。

これに伴い、同日以降の自転車運転者講習の運用については、道路交通法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第54号)による改正後の道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第17号)による改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府第60号。以下「府令」という。)によるほか、下記のとおりとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は同日をもって廃止する。

記

1 自転車運転者講習の在り方

自転車運転者講習は、自転車の運転による交通の危険を防止するため、受講者に対し、以下のような観点から講習を行うものとする。

- 受講者の行動特性に応じた教育内容とすること。
- 受講者に学習シートの作成や発表を行わせることなどにより、受講者自身に事故の要因や危険性、改善点等を考えさせること。
- 受講者に自身の交通行動を気付かせた上で、その変容を促すこと。

2 自転車運転者講習の実施要領

(1) 実施主体

原則として、自転車運転者講習の受講命令を行った都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)を補佐する都道府県警察において実施する。

(2) 講習対象者

自転車運転者講習の受講を命ぜられた者を対象とする。講習を実施するに当たっては、出頭してきた者が被命令者であることをマイナンバーカード、運転免許証、保険証、学生証等により確認すること。

(3) 実施場所

ア 対面により実施する場合

視聴覚教材が使用できる環境が整備され、受講者のプライバシーに配慮した施設、場所において実施すること。

イ オンラインにより実施する場合

前記1に定める観点を十分に反映することができる場合には、オンラインにより行うことも差し支えないこととするが、後記3(4)に従うこと。オンラインにより実施する場合には、受講者の受講場所についても、オンラインによる受講環境が整備され、かつ、講習の受講に適した場所において受講させること。

(4) 講師

講師として、警察職員の中から次の要件に該当する者を必要数選任すること。また、講習の実施に当たっては、必要に応じ、講習補助者を確保すること。

- 原則として、交通警察に従事する警部補以上の階級にある者又は一般職員の相当職にある者。
- 交通安全教育の実務経験が豊富である者。

(5) 講習用教材

教材として教本、視聴覚教材及び受講者自らが学習するための教材を使用すること。

(6) 講習内容（カリキュラム）

別添「自転車運転者講習カリキュラム」をモデルとして、次の項目を盛り込んだカリキュラムを作成すること。

- 交通ルール等に係る理解度チェック
- 被害者及び被害者遺族等の声
- 受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介と危険性の疑似体験
- 事故時の自転車運転者の責任
- 自転車の交通ルール等
- 危険行為に関する学習
- 交通ルール等に係る理解度の再チェック
- 講習の総括

(7) 講習終了証書の交付

受講者が講習終了後に証明書の交付を求めた場合は、別記様式第1の「自転車運転者講習終了証書」（以下「講習終了証書」という。）を作成して交付し、副本を保管すること。

なお、講習終了証書については、電子メール及びオンライン（以下「電子メール等」という。）による電子データでの交付も可能とするが、電子データで交付した場合は、当該電子データ又は印字した講習終了証書を保管すること。

(8) 講習終了証書の再交付

自転車運転者講習を受講し、一度講習終了証書を交付された者が、講習終了証書の亡失、滅失又は棄損を理由として再交付を求めた場合は、別記様式第2の「自転車運転者講習終了証書再交付申請書」により申請させた上で、保管している副本の写し又は電子データを交付すること。

また、電子メール等による電子データでの交付も可能とし、その取扱いについては、2(7)の要領により行うこと。

3 講習実施上の留意事項

(1) 受講者は、この種講習の受講に一般に不慣れであることを念頭に置き、講習の受付

から終了まで、威圧的な言動を避け、受講者の緊張を和らげるような対応に努めること。

- (2) 受講者が理解しやすい方法で講習を行うように努めること。特に、受講者が外国人や聴覚障害者等である場合は、通訳や手話、筆談その他受講者との意思疎通を図るため適切な方策を講じるよう配慮すること。
- (3) 受講者のプライバシーに配慮した言動に努めること。特に、同一の場所で複数の受講者に対し講習を行う場合は、違反歴等の個人情報がある他の受講者に知られないようにするなど、言動に特段の配慮をすること。
- (4) 自転車運転者講習は、府令第38条第16項第3号において自転車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであることとされている。このほか、前記1を踏まえ、オンラインによる場合であっても、受講者に対し積極的に発言を求めるとともに、受講者同士の討議や講師との対話等全体を通じて、受講者自らの運転行動に関する「気付き」を促す内容となるよう留意すること。

また、オンラインによる講習を行うに当たっては、具体的な実施方法について、事前に警察庁担当者に報告すること。

- (5) 講習に係る手数料の徴収の方法については、都道府県収入証紙条例等によること、知事部局等と必要な調整を図った上で、オンラインにより徴収することは差し支えない。

4 自転車運転者講習の実施の委託

(1) 委託契約の内容

自転車運転者講習の実施を委託する場合は、あらかじめ講習の実施方法、講習科目等の具体的な実施基準（以下「講習実施基準」という。）を定めた上で、おおむね次の事項を内容とする委託契約によって講習の委託を行うこと。

ア 公安委員会が定める講習実施基準に従って講習を実施すること。

イ 講習の実施に関しては、公安委員会の指導・監督に従うこと。

ウ 講師は、自動車運転免許取得者をもって充てるとともに、講習の内容、方法等について、当該講師に対し、随時必要な指導を行うこと。

エ 講師について、免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたとき、その他講師として適当でないと認められる事情が生じたときは、当該講師を解任し、又は必要な期間その者に講習を行わせないようにすること。

オ 講習の実施に関して知り得た秘密を他に漏らさないとともに、個人情報を適正に管理すること。

カ 講習が講習実施基準に従って行われないうとき、その他契約条項に関する著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに委託を解約することができること。

キ その他講習の水準及び適正な実施を確保するために必要な事項。

(2) 指導・監督の実施

自転車運転者講習の実施を委託したときは、受託者と連絡を密にし、随時、報告又は資料の提出を求め、講習に立ち会うなどして、講習の実施状況を把握するとともに、講習が適正に行われるよう指導・監督を行うこと。

また、受託者に対し、講習水準の維持・向上を図る観点から、必要と認める情報の

提供に努めること。

(3) 講習終了証書の交付

自転車運転者講習の実施を委託したときの講習終了証書の取扱いについては、2 (7) 及び2 (8)の要領により、受託者に、講習終了証書の作成・交付及び再交付を行わせるほか、作成した講習終了証書の写しを公安委員会宛てに送付させること。

(4) 実施結果の報告

講習受託者において講習を実施したときは、原則として講習実施当日に、別記様式第3の「自転車運転者講習実施結果報告書」により、公安委員会宛てに報告させること。報告を受けた公安委員会は、速やかに、別途示達する「自転車運転者講習管理プログラムによる自転車運転者講習管理業務実施細則」に基づき、自転車運転者講習管理プログラムにおいて、自転車運転者講習受講済登録を行うこと。

5 予算措置

講習に使用する施設、教材、器材等の整備に関し、必要な予算措置を講ずること。

自転車運転者講習カリキュラム			
時間	項目	内容	教材等
0:00 ～0:05 (5分間)	オリエンテーション	事前説明 ○講習についての説明 ・本講習の流れについて説明する。 ・講習を通じ学ぶべき事項について説明する。	・テキスト
0:05 ～0:25 (20分間)	テスト	講習① 交通ルール等に係る理解度チェック ○交通ルール認知に関する小テスト ・講習開始時における交通ルール等の理解度を小テスト形式でチェックする。	・小テスト
0:25 ～0:40 (15分間)	体験談紹介 (被害者及び被害者遺族等)	講習② 被害者及び被害者遺族等の声 ○危険行為が引き起こした交通事故の悲惨さの説明 ・自転車事故の被害者及び被害者遺族等の声から、受講者に自転車事故の悲惨さを認識させる。 (例)・事故により後遺症を負った被害者自身の体験談 ・自転車事故の被害者遺族等の手記	・テキスト
0:40 ～1:00 (20分間)	事例紹介 疑似体験	講習③ 受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介と危険性の疑似体験 ○受講者が犯しやすい違反行為が要因の交通事故事例紹介 ・当該受講者の犯した違反行為、小テストの結果に合わせて、類似の違反行為や交通事故事例を選定して紹介する。 ・当該受講者が起こす可能性が高い事故について説明する。 ○交通事故の危険性の疑似体験 ・視聴覚教材により、違反行為の危険性を疑似体験させる。 (例)・スケアード・ストレイト教育 ・他の通行者の視点からの見え方	・テキスト ・視聴覚教材 ・事故事例シート
休憩		5～10分程度の休憩	
1:00 ～1:15 (15分間)	体験談紹介 (自転車運転者)	講習④ 事故時の自転車運転者の責任 ○自転車事故に伴う社会的責任と人生設計上の影響の説明 ・具体的な事故事例から、自転車事故を起こすことに伴う影響を認識させる。 (例)・法令違反により罰則(懲役、罰金等)が科された事例 ・多額の損害賠償責任が生じた事例 ・自転車運転者自身が、後遺症等により人生設計上の制約を受けた事例	・テキスト
1:15 ～1:35 (20分間)	自転車ルール 遵守の徹底	講習⑤ 自転車の運転ルール等 ○交通ルール遵守の徹底 ・自転車の通行方法に係る交通ルール等についてその根拠とともに確認する。 ・事故を起こさないため、特に留意すべき点について説明する(車道通行の原則、歩道走行時の徐行義務等)。 ・地域ごと(繁華街、生活道路等)の通行環境及び通行環境が一因となる交通事故について説明する。	・テキスト
1:35 ～2:15 (40分間)	個人ワーク討 議等	講習⑥ 危険行為に関する学習 ○受講者が引き起こしやすい事故場面についての危険予測学習 ・小テストの結果に基づき、受講者が引き起こしやすい事故の場面についての学習シートにより、自分は今までどのような行動をとっていたか、どのような危険要因があったのか、安全に運転するためにはどのような行動をとるべきかを、受講者に記述させる。 ○学習シートに基づく討議・指導 ・学習シートの記述内容を各受講者に発表させ、自らが犯した危険行為の危険性を認識させるとともに、危険行為に対する考え方、正しい行動の取り方を認識させる。 ・発表に対して、受講者間又は講師との間で討議をして、自らの運転について反省させ、正しい行動の取り方を理解させる。 (例)・危険行為が他の通行者に対し、どのような危険を及ぼしていたか ・危険行為からどのような結果が生じ得るか ・危険行為を犯した原因 ・社会で自転車ルールを守っていくために必要な啓発の在り方	・テキスト ・討議 ・学習シート
時間が余った場合		→危険予測学習の事例を増やして対応	
休憩		5～10分程度の休憩	
2:15 ～2:25 (10分間)	再検査	講習⑦ 交通ルール等に係る理解度の再チェック ○交通ルールの理解度に関する再チェック ・講習受講後の交通ルール等の理解度を小テスト形式により再チェックする。 ・理解不十分な点がある場合は、講師から再度説明を行い、交通ルール等の習熟を図る。	・小テスト
2:25 ～3:00 (35分間)	総括	講習⑧ 講習の総括 ○講習 ・本講習により気付いた事項、安全運転への心構え等について、感想文を作成させ、発表させる。 ・講師が、発表内容について講評する。	・感想文

第 号

自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第16号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

実施機関

備考 実施機関は、自転車運転者講習を実施した「公安委員会名」又は「講習受託者
名及び代表者名」とする。

年 月 日

自転車運転者講習終了証書再交付申請書

殿

住所

氏名

年 月 日生

私は、 年 月 日に において
自転車運転者講習を受講しましたが、下記の理由により、自転車運転者講習終了
証書の再交付を申請します。

理 由	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 棄損 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備 考	

備考 実施機関は、自転車運転者講習を実施した「公安委員会名」又は「講習受託者
名及び代表者名」とする。

自転車運転者講習実施結果報告書

年 月 日

公安委員会 殿

講習受託者名
代表者

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第16号に掲げる講習を
年 月 日に終了したので報告する。

番号	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所

備考